平成２４年（フ）第６９５２号
東京都渋谷区道玄坂２丁目19―６―410
債務者　織田　　卓
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５７号
東京都北区王子本町１丁目８―７―901
債務者　渡邊　由紀（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５９号
千葉県八千代市萱田1607―５　グランドステージ八千代壱番館102
債務者　小坂　征雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９６０号
神奈川県横浜市港北区新吉田町574―１
債務者　森川　文義
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７０号
神奈川県逗子市沼間２丁目３―２―702
債務者　鈴木喜一朗
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７６号
神奈川県海老名市大谷南３丁目29―５―205
債務者　斉藤美佐江
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７７号
神奈川県横浜市旭区白根８丁目33―21―102
債務者　豊田　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８０号
東京都葛飾区西亀有１丁目12―３―301
債務者　伊東　佳織
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８１号
東京都新宿区北新宿１丁目33―13―404
債務者　田嶋　昌子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２３号
東京都杉並区本天沼２丁目５―２　アパートメント横田Ⅱ302、住民票上の住所東京都杉並区本天沼１丁目５―３
債務者　横田　浩士
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３８号
東京都豊島区南長崎４丁目30―１―503
債務者　兼平　健一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９３０号
東京都足立区保木間２丁目13―７―303
債務者　中山奈保美（旧姓埜田）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県指宿市十町1967番地70セジュールメルヴェーユ101
破産者　片野田雄樹
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第３７１３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目７番地１　押草団地107棟102号
破産者　藤田　裕也
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２６号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―1110号
破産者　森　　修
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２０号
大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目１―21　ノアーズアーク桃谷駅前606号室、住民票上の住所大阪市生野区桃谷２丁目24番32―301号
破産者　東栄商事こと　東出　健男
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部